

奈良県告示第四百二十七号

平成十二年三月奈良県告示第六百三十六号で告示した北部農林振興事務所に勤務する
出納員の印は、令和三年三月三十一日限り廃止する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾